

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 301 回

我が国の中小企業ですが、ようやく最近（平成 15 年以降）になって、設備の不足感が生じ始めてきました。また従業員の不足感が出てきています。その求人倍率が 1 を超過している県は 2014 年ベースで見ると

東京	(1.57 倍)	
福井	(1.47 倍)	
愛知	(1.53 倍)	
岡山	(1.43 倍)	
香川	(1.36 倍)	となっています。
ところが		
大阪	(1.11 倍)	
三重	(1.23 倍)	
岐阜	(1.28 倍)	と少ない倍率ですし
北海道	(0.86 倍)	
千葉	(0.89 倍)	
福岡	(0.96 倍)	
沖縄	(0.69 倍)	となっています。

やはり各県によって大変な差がありますね。

そして賃金ですが、賃金を上げた中小企業の割合は中部地方で 70% に達しています。利益配分について、「従業員への還元」を第一に考えられている社長さんが多いですね。（もちろん雇用確保を含めてですが、従業員のことを考えてみえます。）

こうしたデータを見ると「アベノミクス」ではないですが、やはり中小企業も徐々に良くなっているようですね。この時期に商品開発、製品開発を行い、独自の能力を持った企業に育っていただきたいですね。

ただ円高、中国・ヨーロッパの経済不況で、日本もこれから厳しくなってきます。この辺も十分見て、慎重に対応してください。

前田の《今人生を語る》第 206 回

めざめよ日本人 (128)

ドラッカーは、コミュニケーションには 4 つの基本があると言っています。

- 1 つが、「知覚」— 受け手の理解できる言葉を使う事
  - 2 つ目が「期待」— 受け手が何を期待しているのかを知る事
  - 3 つ目が「要求」— 受け手が何をするかを求める事
  - 最後は — コミュニケーションは情報ではないこと、上から下への伝達ではない事
- よく勉強して、うまくコミュニケーションをしましょう。

贈与税の計算と税率

松村英治

- ・ 贈与税の計算は、その年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間に、贈与によりもらった財産の価額を合計します。そして、その合計額から基礎控除額 110 万円を差し引きます。



その残りの金額に税率を乗じて計算します

※ 平成 27 年以降の贈与税の税率は、「一般贈与財産」と「特例贈与財産」とに区分されています。

「一般贈与財産用」

この表は、「特例贈与財産用」に該当しない場合の贈与税の計算に使用します。

基礎控除後の課税価格	200 万円以下	300 万円以下	400 万円以下	600 万円以下	1,000 万円以下	1,500 万円以下	3,000 万円以下	3,000 万円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	—	10 万円	25 万円	65 万円	125 万円	175 万円	250 万円	400 万円

「特例贈与財産用」

この表は直系尊属(祖父母や父母など)からその年の 1 月 1 日において 20 歳以上の者(子・孫など)への贈与税の計算に使用します。

※ 「その年の 1 月 1 日において 20 歳以上の者(子・孫など)」とは、贈与を受けた年の 1 月 1 日現在で 20 歳以上の直系卑属の者のことをいいます。

- ⇒ 祖父から孫への贈与 ○
- 父から子への贈与 ○
- 夫の父からの贈与 ×

基礎控除後の課税価格	200 万円以下	400 万円以下	600 万円以下	1,000 万円以下	1,500 万円以下	3,000 万円以下	4,500 万円以下	4,500 万円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	—	10 万円	30 万円	90 万円	190 万円	265 万円	415 万円	640 万円